

建築基準法 第 48 条第 7 項・第 15 項

(用途地域等)

7 準住居地域内においては、別表第二（と）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

15 特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可（次項において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。

法別表第 2

(と)	準住居地域内に建築してはならない建築物	一 (り) 項に掲げるもの 二 <u>原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの（作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。）</u> 三 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて住居の環境を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場 略 四 (る) 項第一号（一）から（三）まで、（十一）又は（十二）の物品（(ぬ) 項第四号及び（る）項第二号において「危険物」という。）の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの 五 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 六 略
-----	---------------------	--

建築基準法 第 91 条

(建築物の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置)

建築物の敷地がこの法律の規定（略）による建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する禁止又は制限を受ける区域（略）、地域（略）、又は地区（略）、の内外にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域、地域又は地区内の建築物に関するこの法律の規定又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。